市町名	松阪市

令和7年3月更新

本庁舎所在	松阪市殿町町１３４０番地１		郵便番号	515-8515	代表TEL	0598-53-4322
境界立会･確認担当部署	部	建設部	TEL	0598-53-4145	FAX	0598-26-8184
	課	建設保全課　公有地係			メール	

松阪市 HP上の関連情報		松阪市ホームページ		本庁以外の戸籍･住民票等の発行窓口	
立会･確認申請の要綱・要領等の有無		あり	→ 事務取扱要領等	あり	地域振興局
立会申請書等のひな形ダウンロード		あり	→ 境界確認申請書等ひな形	あり	出張所(時間注意)
その他	地図情報サービス	あり	→ 市認定道路	あり	土日祝日､時間外発行窓口

境界確認申請・立会いに関する特記事項

申請書には申請人の印鑑不要。境界確認書の申請人は実印を押印、印鑑証明書要添付。

令和７年４月１日より組織改編により建設保全課から地積用地課となる。

地元自治会等の立会いの要否	要	自治会長に立会い依頼の声掛けは必要。自治会長が出席不要と判断した場合や立会い欠席の意思表示をした場合は、原則自治会印は不要。

敷地後退(セットバック)助成金制度	あり

道路中心立会･確認担当部署	部	建設部	TEL	0598-53-4070	FAX	
	課	建築開発課　指導防災係			メール	kenka.div@city.matsusaka.mie.jp

助成金交付の要綱・要領等の有無		あり	→ 事務取扱要領等	道路中心立会･申請に関する特記事項
狭あい道路整備事業協議申請書		あり	→ 狭あい道路整備事業協議申請書のひな形	
道路中心立会い等		あり	→ 道路中心確認申請書等ひな形	
その他				